

葉の發句集で、嘉永四年男年香の出版した所である。嘉永亥秋梅室八十三翁の序及び編者の自序、嘉永四年亥秋九月前藩福空達恩の跋がある。板元不明。

カツミツ 勝光 加賀の刀工で、加州住藤原勝光と切る。天正頃。又能登の刀工勝光は通稱傳助、寛文頃の人で、珠洲郡小木に住し、貞享頃にはその子勘左衛門勝光があつた。

カツミニリユウ 勝見二柳 加賀の俳人。勝見氏、諱は充茂。俳諧を山中の桃妖及び金澤の希因に學び、後近江八幡・阿波・大坂に住した。三四坊・不二庵・二柳庵・不二・二柳・桃居・寶冠子・七杉堂等の號がある。曾て二條家から中興宗匠の號を受けた。享和三年三月廿一日歿、享年八十一。

カツヤマ 勝山 鹿島郡芹川の内の小字。邑名は勝山の麓にあるによつて起る。

カツヤマジヨウ 勝山城 鹿島郡芹川の内勝山の山上に在つた。天正十二年九月越中の神保氏張こゝに要害を構へ、その將袋井隼人を置いたから、七尾の前田安勝等之を攻めたが陥落しなかつた。既にして勝山の兵過半守山へ歸つたとの報を得たるを以て、安勝等再び攻めて容易に之を得たといふ。越登賀三州志に、『勝山とは山名にて芹川村領に在り。山上に本丸・二丸の遺跡僅に存在す。荒山とは別也。高きこと山麓より一町一間あり。本城深可三十四間一瓦可三十間。二郭深可十六間一瓦可八間也。此山下の芹川村垣内にも勝山といふ名あり。』とある。

カツラカケノミヤ 髪掛宮 石川郡坂尻に在つた。昔信濃國からその夫を尋ねて来た一人の女、遂に逢ひ得ざるを悲しみ、頭を髮を

切り、こゝにて死んだ故に小社を建て、鬘掛の宮といふたといふが、固より附會である。一説に昔手取川この地を流れた時、こゝに渡しがあつて、葛を社の向かうなる獅子岩に掛けたからだといふが、それも明らかでない。

カツラシミツ 桂清水 江沼郡山中に在る。江沼志稿に、桂清水一名岩清泉、山中領の北にあつて、桂の大樹あるが故に名づけるとある。又清水の上に長け一米二餘の石地蔵があるのを、桂地蔵といふ。山中温泉の客が昔はこの附近まで湯女に送られた所で、『桂地蔵さんにわしや恥かしや別れ涙の顔見せて』と山中節に謡はれ、一に別れの地蔵ともいはれた。

カツラダニ 桂谷 江沼郡四十九院谷に屬する部落。
カツラダニ 桂谷 能美郡輕海郷に屬する部落。
カツラダニ 桂谷 鳳至郡楯比庄に屬する部落。

カツラダニイシ 桂谷石 江沼郡桂谷に産する石材。石英粗面岩質凝灰岩で、帯青色又は白色を呈し、質全く粗面で硬い。

カツラハラヒテフチ 葛原秀藤 幼名村鷹、後鎌六。珠洲郡飯田春日神社の神主である。明和五年三月に生まれた。二十六歳京坂に出で頼山陽、大鹽後素等に交り、世人をして國體の尊嚴を知らしめんが爲に童蒙日本魂を刊行し、又神職子弟に國學を授くるに名を藉つて、勤王を鼓吹せんとしたが、後素の亂を起すに及び、和歌を友として晩年を送つた。萬延元年六月歿、享年九十三。

カツラマキシゲズミ 葛巻重澄 通稱十右衛門。寛文元年養父藏人重俊道知の中千三百

石を受けて御馬廻に班し、四年千石を加へて人持組となり、貞享十年小松御城番に任ぜられ、享保五年歿した。

カツラマキシゲトシ 葛巻重俊 藏人と稱した。一諱實勝。昌俊の嫡男。慶長十七年前田利常に仕へて侍臣となつた、時に年十三。十九年大坂冬の役に従軍し、陣中に於いて百五十石を賜はり、元和・寛永の間、漸次祿を増して千五百石となり、父の退老後併せて五千五百石を受け、慶安元年寺社奉行となり、萬治二年定火消役に選り、旗奉行を兼ね、寛文元年歿した。年六十二。

カツラマキシユウエモン 葛巻十右衛門 初め柴田勝家に仕へたが、柳瀬の役後羽柴秀吉の命によつて堀秀政に仕へ、その後天正十五年前田利家に召出されて俵千儀を受け、同年利長に隸して四百俵を増した。子孫相繼いで藩に仕へる。

カツラマキシソウ 葛巻新藏 ↓オホノギカツアキラ 大野木克明。
カツラマキハヤト 桂巻隼人 慶長の金澤城古岡に、北の丸の續き松原屋敷の地に桂巻隼人の邸があることを記してある。この桂巻は葛巻を誤つたものである。

カツラマキヒサトシ 葛巻久俊 内藏助と稱し、昌俊の二男。寛永十五年前田利常に仕へて、祿八百石を賜はつた。萬治二年歿。

カツラマキヒテユキ 葛巻秀行 初名秀俊。通稱喜市郎・主計・圖書・内藏太。父久俊の歿後本祿八百石を襲ぎ、奥小將となり、延寶六年五百石を加へ、御馬廻組に列し、享保十三年四月歿した。享年七十六。

カツラマキマサオキ 葛巻昌興 幼名仲四郎、後多門・權佐。諱は高俊・久矩・昌信・昌興。隼人昌俊の孫で、内藏助久俊の第三子であつた。延寶元年前田綱紀の近侍となり、新知二百五十石を受け、延寶五年百五十石を増し、天和二年奥小將に選り、貞享元年百五十石を加へ、元祿三年奥小將を罷めて近侍し、三百石を加へて計八百五十石を受けた。六年御馬廻頭半田惣兵衛景智の前田綱紀から蟄居を命ぜられた時、昌興は三月六日書を上つて侯の處置の過酷なるを諫めた。綱紀乃ち親書を昌興に與へて、その苦諫を賞すると共に、この擧の如きは、近習の臣屬として大に愼まねばならぬことを諭した。然るに昌興は先に意見を上つた時既に決する所があつたから、疾と稱して邸内に屏居し、その僕隸を放つ等、擧措頗る穩當を缺いた。是を以て藩吏昌興を喪心したとし、六月十日寺西宗寛の家に禁錮し、十八日十人扶持を給して能登の津向邑に流した。後綱紀は罪を赦したが、昌興は命を奉ぜず、配所に在ること十三年にして、寶永二年三月四日その地に歿した。齡五十。昌興は字を有禎、その亭を松風又は觀月といひ、虚恬と號した。人と爲り、高節にして倜儻、その才最も和歌に長じ、竹田忠張・奥村忠順・山本基庸・室鳩巢等と相徴逐した。その著に野草玉露・虚恬隨筆がある。

カツラマキマサオキヒツキ 葛巻昌興筆記 興自記抜粹 二册。大野木舍人克成編。葛巻昌興自記の要文を摘録し、延寶五年正月から元祿五年十二月までの日記に評註を加へたものである。